

令和8年度紀伊半島移住プロモーション事業業務委託
公募型プロポーザル募集要領

1 委託業務の名称

令和8年度紀伊半島移住プロモーション事業業務委託

2 委託業務の目的

平成27年度から同一の半島地域である三重県・奈良県・和歌山県が協働し、紀伊半島地域を1つのエリアとして移住プロモーションを実施することにより情報発信力を高め、紀伊半島地域への移住・定住の促進や関係人口の創出の取組を展開してきた。

近年、人々の働き方や暮らし方に対する価値観に変化が見られ、地方との関わり方も多様化している。そのような中で、紀伊半島における移住・定住の促進や関係人口の創出を図るためには、紀伊半島という地域が有する多様な魅力を広く発信し、認知度の向上や興味・関心の喚起を図る必要がある。

本業務では、3県の枠組みを超えた紀伊半島地域一体としてのプロモーションや東京都内における交流イベントを通して、ターゲットに対して紀伊半島地域が移住・多拠点居住の選択肢として広く認知していただくとともに、当地域への移住や継続的な交流を促進することを目的とする。

3 委託業務の概要

(1) 業務内容

別添資料「令和8年度紀伊半島移住プロモーション事業業務委託仕様書」(以下、「仕様書」という。)の内容に基づくこと。

(2) 委託上限金額

金 9,450,000円(消費税及び地方消費税を含む)

(3) 委託期間

契約締結の日から令和9年2月19日(金)まで

4 委託事業者選定方法

当該業務委託に係る公募型プロポーザル参加事業者を募集し、提出された企画提案等の内容を紀伊半島移住プロモーション事業実行委員会(以下、「実行委員会」という。)が設置する「令和7年度紀伊半島移住プロモーション事業業務委託事業者選定審査委員会(以下、「審査委員会」という。)」において審査し、最も優れた提案を行ったと判断された事業者を選定する。

5 公募型プロポーザル参加事業者の資格要件等

単独又は共同提案によるものとする。

(1) 提案者の資格

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による会社更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。
 - ウ 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
 - エ 平成12年4月1日以後に民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。
 - オ 三重県、奈良県、和歌山県にかかる入札参加資格停止または落札資格停止の期間中でないこと。
 - カ 民間企業、NPO法人、その他の法人又は法人以外の団体等であって、委託事業を確かに遂行するに足る能力を有するものであること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体でないこと。
 - キ 国税及び地方税について滞納がない者であること。
 - ク 本公募型プロポーザル及びその後の委託契約に、不正又は不誠実な行為がないことを誓約できる者であること。
 - ケ 審査委員会の委員でないこと。
- (2) 共同提案者の提案資格等
- 複数の事業者による共同提案を行う場合には、次の事項に留意すること。
- ア 必ず幹事者を決め、全提案者の代表者名を記載すること。
また、業務の履行方式に応じた「特定委託業務共同企業体協定書」（様式1-2-1若しくは1-2-2）を提出すること。
※「分担履行型」（様式1-2-1）… 1つの業務について、さらに複数の細業務に分かれる場合、各構成員がそれぞれ分担する業務を、責任を持って履行する方式
「共同履行型」（様式1-2-2）… 1つの業務について、あらかじめ定められた出資割合に応じて、各構成員が資金、人員、機械等を拠出して共同履行する方式
 - イ 複数のJVに所属することはできない。また、JVに所属しながら自らが単独で提案を行うことは認められない。
 - ウ 幹事者及び共同提案者については、前項ア～ケに該当することが必要である。
 - エ 幹事者及び共同提案者を変更することはできない。
- (3) 失格事項
- 応募者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ア 上記（１）及び（２）の応募資格に定めた資格が備わっていないとき。
- イ 複数の提案書等を提出したとき。
- ウ 提出のあった提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき。
- エ 提出書類に虚偽または不正があったとき。
- オ 提案書等の提出期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- カ 見積書の積算誤りや委託上限金額を上回る金額の提示があったとき。
- キ そのほか不正な行為があったとき。

6 手続き等に関する事項

（１）担当課

〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県 地域振興部 地域政策局 地域振興課
電話 073-441-2930 FAX 073-441-2377
電子メール e1001001@pref.wakayama.lg.jp

（２）質問の受付

【受付期限】 令和8年6月24日（水）17時必着（期限厳守）

【受付方法】 「質問票」（様式3）に必要事項を記載の上、担当課に電子メールで送付すること。なお、電話、来訪等口頭による質問は一切受け付けない。また、題名の最初に「【質問】令和8年度紀伊半島移住プロモーション事業業務委託」と明記し、送信後に担当課に確認の電話をすること。

【回答方法】 原則、令和8年6月29日（月）17時までに和歌山県ホームページに回答を掲載する。

（３）参加資格確認申請書等の提出

【提出書類】

ア 公募型プロポーザル参加意向申出書・登記簿謄本又は登記事項証明書

（ア）本件業務に係る公募型プロポーザルへの参加を希望する者は、「参加意向申出書（単独提案：様式1-1、共同提案：様式1-2、様式1-2別紙）」と「会社概要及び類似事業受注実績」（様式2）、登記簿謄本又は登記事項証明書（法人の場合。商号、所在地、代表者、資本金等の事項が記載されているもの。写し可。）を上記（1）の担当課に、郵便又は民間事業者による信書便のいずれかで提出すること。

（イ）参加意向申出書の提出後に参加意向申出書の記載事項に変更が生じた場合には、参加意向申出書受付期間内に「参加意向申出書記載事項変更届出書」（様式1-3）を添えて、改めて「参加意向申出書」を提出すること。

参加意向申出書を提出しない者は、これ以降の企画提案を行うことができない。

【提出期限】

ア 持参の場合

令和8年7月1日（水）15時必着(期限厳守)

ただし提出期限日にあつては、9時から15時まで、提出期限日以外の日にあつては、平日の9時から17時までの間しか持参を受け付けない。

イ 郵送の場合

簡易書留等の確実な方法によるものとし、令和8年7月1日（水）15時までの到着分を有効とする。なお、発送後は、必ず担当課まで電話連絡を行うほか、締切日時までに確実に書類が届くかどうかを、発送前に郵便局で確認すること。

【参加資格確認通知】

令和8年7月7日（火）までにメール又は電話にて通知する。

(4) 企画提案書の提出

上記(3)のとおり「参加意向申出書」等を提出した企画提案を行う事業者は、下記の企画提案書等の作成のうえ持参または郵送により提出すること。

【受付期限】 令和8年7月10日（金）12時必着（期限厳守）

ア 企画提案書（任意様式） 15部（正本1部・副本（写し）14部）

(ア) 添付資料は、A4版で、両面長辺綴じとする。文字サイズは概ね12ポイント以上とする。また、可能な限り具体的に記載すること。

(イ) 参加事業者1者につき1提案とすること。

(ウ) 提案する企画に係る費用の総額は、「3(2) 委託上限金額」を超えないものとする。

(エ) 企画提案書の表紙には様式4を添付すること。

(オ) 提案書には下記の内容を盛り込むこととし、下記の順番で記載すること。

a.業務実施方針

業務仕様書における本業務の目的、背景、方向性を参照のうえ、本業務を通じて委託者が達成したいポイントを整理すること。また、これを踏まえた実施方針や提案する企画のポイントを記載すること。

b.業務内容

業務ごとに提案する内容を記載すること。

(a) 紀伊半島のプロモーション

企画提案書には以下の4点をすべて記載すること。

- 仕様書5(1)を参照のうえ、提案するプロモーション施策の具体的な内容を記載すること。
- 施策の提案にあたっては、委託業務の目的を達成するための、ターゲット設定と現実的に期待できる達成見込み及びその理由を記載するとともに、仕様書5(2)に記載するイベントへの参加を促す工夫や仕掛け等を示すこと。
- インターネット広告配信を行う場合は、媒体や想定されるクリック率及びクリック数等を示すこと。また、インターネット広告配信によりランディングペー

ジに訪れたユーザーがしっかりと記事を閲覧してもらえようランディングページの工夫も示すこと。

(b) 首都圏でのイベント実施

企画提案書には以下の3点をすべて記載すること。

- ・各イベントにおける「ターゲット」「テーマ」「開催時期」「開催場所」「実施内容」を示すこと。
- ・仕様書5(2)アを参照のうえ、提案するイベントが、委託者が定める主旨に合致している理由を示すとともに、主旨を達成するための工夫や仕掛けがあれば提案すること。
- ・目標参加者数を達成するためのイベント集客の具体的な方法を示すこと。

c. 事業実施にあたってのスケジュール

本業務を実施するうえで、スケジュール等を具体的に記載すること。

d. 独自提案

本業務の目的を達成するうえで必要な独自提案があれば積極的に行うこと。

(カ) 一度提出された「企画提案書」は、これを書き換え、差し替え、追加又は撤回することはできない。

イ 見積書 15部 (正本1部・副本(写し)14部)

(ア) 記載様式は特に定めないが、費用の内訳を可能な限り詳細に記載すること。

(イ) 見積書には、消費税及び地方消費税相当額を除いた金額と含む金額をそれぞれ明記し、消費税及び地方消費税については、円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額をもって契約金額とする。

ウ 提案事業者の概要書 15部

提案事業者の組織概要(名称、所在地、設立年月日、資本金、従業員数等)、組織体制(主な事業所を含む)、沿革等を簡潔に記載したもの。

エ 業務実施体制(様式5) 15部

オ 契約実績証明書 15部

過去3年分に今回の委託額と同規模(又は同規模以上)の契約実績について分かる資料を提出すること。

7 公募型プロポーザルの実施・方法等

(1) 日程・場所

ア 日時：令和8年7月24日(金) ※改めて別途通知します。

イ 場所：大阪府教育会館たかつガーデン

大阪府大阪市天王寺区東高津町7-11

(2) 実施方法

ア 提出のあった企画提案書等の内容についてプレゼンテーション審査を行うが、応募者が4者以上となった場合は、実行委員会が本実施要領に記載の評価項目に基づき一次審査を行い、上位と評された3者により、プレゼンテーション審査に基づく

審査を行う。

- イ 公募型プロポーザル参加事業者は、予め提出された企画提案書等に基づいてプレゼンテーションを行う。プレゼンテーションの詳細については改めて別途通知する。
- ウ 実行委員会が指定するWEB会議システムを活用したプレゼンテーションを公募型プロポーザル参加事業者に求める場合がある。
- エ プレゼンテーション審査にあたっては、1事業者につき40分（事業者からの説明20分、質疑応答20分）を予定しているが、詳細はプレゼンテーション参加事業者が決定次第、通知する。

8 審査、事業者の決定

(1) 企画提案書等の審査

審査委員会において、提出された企画提案書等の内容について審査及び評価を行い、最も高い得点を獲得した者を委託候補者として選定する。

(2) 企画提案書を選定するための評価基準

評価項目、判断基準については、次のとおりとする。

ア 目的理解（比重配点×2）

提案する内容を総合的に勘案して、提案者は本業務の目的と実行委員会の考え方を理解しており、効果的に本業務を遂行することができると考えられるか。

イ 企画性（比重配点×3）

(ア) 紀伊半島プロモーション

提案する施策は、実行委員会が示すターゲットに対し、委託業務の目標達成を現実的に見込める内容となっているか。また、十分な情報量を発信できると考えられるか。

(イ) 首都圏でのイベント実施

提案するイベント内容は、実行委員会が示すイベント主旨に合致しており、十分な成果が期待できると考えられるか。また、集客方法は集客目標を達成できると判断できるか。

ウ 実現性（比重配点×3）

(ア) 提案内容及び期待される効果に実現可能性があるか。

(イ) 事業スケジュールは具体的で実現可能か。

(ウ) 過去に類似の事業の実績があり、提案内容が実行される見込みが高いといえるか。

エ 実施体制

(ア) 事業を実施するために必要な人員体制・資金力・技術力が社内に整っているか。

(イ) 実行委員会との連絡体制は整っているか。

(ウ) 社外組織との連携がある場合、その必要性とどのような組織とどのように連携を行うかが明確になっているか。

オ 経済性

(ア) 見積額及び積算内訳・根拠は適当か。

(イ) 提案内容は費用対効果の観点から効果的な内容となっているか。

(3) 審査結果の通知

審査結果については、令和8年7月28日(火)までに書面により公募型プロポーザル参加事業者に通知する。なお、審査結果(委託候補者名、採点結果)は公表する。また、審査の結果に対する異議申し立ては一切受け付けない。

9 実行委員会との事業内容の協議

実行委員会からの審査結果の通知後、委託候補者は速やかに、仕様や提案内容を踏まえ、事業目的及び事業の方向性、具体的な事業内容等に関して実行委員会と協議を行うこと。なお、協議の結果、実施内容が提案された内容から変わる場合は、必要に応じて見積金額の精査を行うことがある。

10 契約について

(1) 契約書類の提出

委託候補者は、9に記載の協議が滞りなく終了次第、下記の書類を提出するとともに、実行委員会と委託業務契約を締結し、速やかに業務の準備に着手すること。

ア 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税について未納がない旨の証明書(1部)

イ 都道府県税に係る徴収金について未納がない旨の証明書(1部)

(2) 留意事項

ア 企画提案書、参加申込書その他に虚偽の記載をした場合は、当該業務の企画提案書等を無効とし、契約締結後には、契約を解除することがある。

イ 本公募型プロポーザルの実施は、委託候補者の特定を目的とするものであり、契約後においては、実行委員会と協議を重ねながら実施することになるので、提出書類の内容をそのまま実施することを約束するものではない。

ウ 契約にあたり、原則として再委託は認めない。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、予め必要性、再委託先、委託する内容、金額等を書面で実行委員会に協議し、その承諾を得た場合はこの限りではない。

エ 契約締結後、契約の相手方が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除することがある。また、契約を解除した場合は、損害賠償義務が生じる。

(ア) 役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同

じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。

- (イ) 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (ウ) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
- (オ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (カ) 本契約に係る再委託又は資材、原材料の購入契約等の契約(以下「再委託契約等」という。)に当たって、その相手方が上記(ア)から(オ)のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- (キ) 本契約に係る再委託契約等に当たって、上記(ア)から(オ)のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合〔上記(カ)に該当する場合を除く。〕において、委託者が受託者に対して再委託契約等の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。
- (ク) 本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を委託者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

11 その他

(1) 提出書類の取扱い

ア 公募型プロポーザル参加事業者が提出した書類に含まれる著作物の著作権は公募型プロポーザル参加事業者に帰属する。

イ 提出書類は、本業務委託事業者の選定以外に公募型プロポーザル参加事業者に無断で使用できないものとする。ただし、委託候補者として選定された公募型プロポーザル参加事業者の提出書類については、委託候補者選定後、一定期間、ホームページでの公表等に使用することがある。

ウ 提出書類は、委託候補者の選定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがある。

エ 提出された書類は返却しない。

- (2) 公募型プロポーザル参加事業者が本公募型プロポーザルに要した費用については、全て公募型プロポーザル参加事業者が負担するものとする。
- (3) 参加意向申出書を提出した後に辞退する場合は、速やかに実行委員会まで連絡するとともに、書面にて辞退の届け出(様式は任意)を行うこと。
- (4) 本契約により発生した著作物の著作権(著作権法第21条から第28条までに規定す

る権利で、第27条および第28条に定める権利を含む。及び著作物の翻案等により発生した二次的著作権は、成果品の引渡しをもって和歌山県に譲渡されるものとする。また、受託者及び従事者は著作権を譲渡した著作物に関して著作人格権を行使しないものとする。

(5) 個人情報の取扱いについて

契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、仕様書別記を遵守すること。

【スケジュール】

(1) 公告日

令和8年6月16日（火）

(2) 質問の受付期間

令和8年6月16日（火）から

令和8年6月24日（水）17時まで（必着）

(3) 参加意向申出書提出期限

令和8年7月1日（水）15時まで（必着）

(4) 企画提案書等の提出期限

令和8年7月10日（金）12時まで（必着）

(5) 選定委員会（プレゼンテーション審査）

令和8年7月24日（金）

(6) 選定結果通知

令和8年7月28日（火）まで